

# カワサキ会計事務所だより

令和2年3月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定  
国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



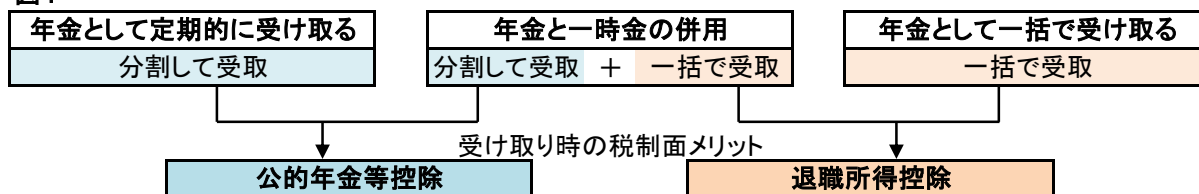
## 確定拠出年金について

今回の税制改正大綱にも含まれている確定拠出年金等ですが、以前当事務所の事務所だよりでも取り上げさせてもらいましたが、質問も多くまだご存じない方も多いため改正も含めて再度取り上げさせていただきます。

### ■確定拠出年金制度とは

国の年金だけでは不足する老後資金を、税制優遇を受けながら自分で作りあげていく制度です。確定拠出年金制度には、個人型と企業型とありますが、今回は個人型を取り上げていきます。まず、確定拠出年金の口座を開設する必要があります。取り扱っている銀行等の金融機関や証券会社で開設することができます。開設後は、運用方法を定期預金や投資信託の中から選択し毎月掛け金を支払うと選択した運用方法で運用を行ってくれます。選択した運用方法によって元本を保証するものと保証しないものがありますので注意してください。ここで支払っている毎月の掛け金は全額所得控除なので確定申告、年末調整時に控除証明書を提出して税制優遇を受けることができます。受け取る際に増加した運用益は全額非課税となります。受け取り方、受け取り時期は自分で選択できます。受け取り方には「年金」「一時金」「年金と一時金」の3通り方選択できます(図1)。「年金」として受け取る場合は5年以上20年以下の期間で選択できますが、受取開始可能年齢時に通算加入期間が10年に満たない場合は、受取開始可能年齢が繰り下がります。人によって最適な受け取り方法が異なりますのでご注意ください。

図1



今回の税制改正で見直された箇所については、下記の図2を参照してください。

図2

改正内容	改正前	改正後
加入可能年齢の見直し	国民年金被保険者のうち 60歳未満の者	国民年金被保険者のうち (65歳未満)
受給開始時期の選択肢の拡大	60~70歳の間で選択	70歳以降も選択可

※各制度の詳細につきましては、カワサキ会計事務所または各担当者までご連絡ください。

### <申告所得税、贈与税及び個人消費税の申告・納付期限が延長されます>

国税庁は令和2年2月27日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納期限を令和2年4月16日までに延長することを公表しました。

通常は、申告所得税及び贈与税は3月16日、消費税は3月31日でした。

また、振替納税制度を利用されている場合は、申告所得税は4月21日、消費税は4月23日ですが、申告期限が延長されましたので、納税期限も延長されます。現時点では、いつになるか公表されていません。

国税庁のHPをチェックしてください。URLは <http://www.nta.go.jp/> です。

ところで、法人に関しては申告期限を延長する方針が出されていません。片手落ちでは？と思います。法人の申告期限も当然延長されるべきと思います。